最終更新日:2015年6月30日
日本精化株式会社
代表取締役執行役員社長　矢野　進
問合せ先:総務部長　西本善紀　TEL06-6231-4781
証券コード:4362
http://www.nipponseika.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記の「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる基本方針と位置付けております。また、基本的な価値観や倫理観を共有し、これを業務に反映させていくために「社員行動指針」と「倫理綱領」を制定しております。

当社は、「経営理念」、「社員行動指針」及び「倫理綱領」の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでおります。

経営理念

・日本精化は化学を通じて社会に貢献する

・日本精化は我社をとりまく全ての人に貢献する

・日本精化は社員の自己実現に貢献する

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太陽鉱工株式会社	3,833,692	15.11
日本精化企業持株会	2,023,701	7.98
日本精化株式会社	1,623,424	6.40
日油株式会社	1,039,135	4.10
東京海上日動火災保険株式会社	811,793	3.20
株式会社資生堂	670,400	2.64
日本精化従業員持株会	661,562	2.61
双日株式会社	540,700	2.13
小野薬品工業株式会社	394,100	1.55
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	392,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　一誠	他の会社の出身者							○	○			
村瀬　千弘	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　一誠		同氏は、当社の主要株主である太陽鉱工株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間で原材料の仕入の取引関係があります。また、同氏は当社との間に特に利害関係はありません。	企業経営について十分な知識と経験を有しており、当社の経営についても企業社会一般の価値観に基づいた長期的展望や当社の従前の発想とは異なった視点からのアドバイス、意見を頂くため。また、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため。
村瀬　千弘	○	同氏は、ダイトーケミックス株式会社の出身であり、平成21年6月まで同社の代表取締役社長の職にありました。同社は当社との間に、平成27年3月期において営業取引は存在しておりません。また、同氏は当社との間に特に利害関係はありませ	企業経営について十分な知識と経験を有しており、当社の経営についても企業社会一般の価値観に基づいた長期的展望や当社の従前の発想とは異なった視点からのアドバイス、意見を頂くため。また、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため。また、当社との利害関係において高い独立性を有しており、一

		ん。	般 株主保護の観点からの監督機能の強化を図るため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役(2 名)、社外監査役(2 名)、内部監査室(1名)、会計監査人との間で必要に応じて連絡会を開催するとともに、財務・会計に関する知見を有する監査役を選任することにより、効果的な監査の実施に努めております。
内部監査室は内部統制の有効性と業務の効率性について監査を実施しており、その結果については、取締役および監査役に報告する体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野　浩昭	他の会社の出身者									○	○			
橋本　崇志	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　浩昭		同氏は、当社の主要株主である太陽鉱工株式会社の代表取締役専務であり、同社と当社との間で原材料の仕入の取引関係があります。また、同氏は当社との間に特に利害関係はありません。	独立性・中立性を持った外部の視点を持ち、十分な経験から取締役の監視及び助言、提言をして頂くため。

橋本　崇志		同氏が所属する橋本弁護士事務所に対し、平成27年3月期において相談料を支払いましたが、当社連結ベースの販売費および一般管理費合計額の0.1%未満です。	独立性・中立性を持った外部の視点を持ち、弁護士の観点から取締役の監視及び助言、提言をして頂くため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度及びストックオプション制度ともに導入しておりませんが、業績配分を反映した役員報酬でインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26 年4 月1 日から平成27 年3 月31 日までにおける当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬：取締役に支払った報酬94 百万円（内社外取締役8百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針は、取締役の報酬については、取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすること、また、監査役の報酬については、その職務及び責任に見合った水準とすることを基本としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催前の事前資料配布。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、取締役8 名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の経営上の意思決定をし、執行役員の職務の執行を監督しております。
当社は社外取締役を選任し、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図っております。
当社は執行役員制度を採用しており、常務会は常勤取締役（うち執行役員兼務5名）及び執行役員の7名で構成され、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般事項を協議決定しております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4 名（うち社外監査役2 名）で構成されております。各監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。

内部監査室は、内部統制の有効性と業務の効率性について監査を実施しており、その結果については、取締役及び監査役に報告する体制を構築しております。
会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けております。平成27年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。
（業務を執行した公認会計士の氏名）
指定有限責任社員　業務執行社員　後藤紳太郎、和田稔郎
（会計監査業務に係る補助者の構成）
公認会計士3名、公認会計士試験合格者2 名
監査役4名（うち社外監査役2 名）、内部監査室（1名）、会計監査人との間で必要に応じ連絡会を開催し、効果的な監査の実施に努めております。
また、弁護士等の第三者からは、業務執行上の必要に応じ、適宜アドバイスを受けております。
リスク管理につきましては、「全社リスクマネジメントシステム委員会」を設置しており、同委員会が当社を取り巻くリスクの予防・発見・管理・対応などの役割を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の監督・監査機能の強化と業務執行の効率性・迅速性をバランスさせたコーポレートガバナンスの観点から、以上の体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月開催の定時株主総会については、招集通知発送の法定期限より5日、早期に発送した。
集中日を回避した株主総会の設定	―――
その他	株主懇談会の開催。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	―――	
IRに関する部署（担当者）の設置	―――	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、社員行動指針及び倫理綱領へ規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業活動の展開にあたり、関係法令を遵守することは言うまでもなく、地球環境の保護、社内外の安全確保、ならびに顧客の満足を得られる品質の製品とサービスを提供するための自主的な活動を展開することにより、企業の社会的使命を果たし、経営理念の実現をはかることを意図して、レスポンシブルケア活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示管理規程を設け、会社法、金融商品取引法、有価証券上場規程その他の法令、規則等により求められる報告書等の提出、会社情報の開示に関して、情報の真実性、開示の適時性ならびに開示方法の適切性の確保に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では以下の基本方針を決定し、その整備に努めております。(「内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」参照)

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法362 条第4 項6 号及び会社法施行規則100 条第1 項、第3 項に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制」にという)を整備する。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は法令等遵守(以下、コンプライアンスという)を経営の最重要課題の一つと位置づけ、その徹底を図るため、当社の経営理念、社長からのメ
ッセージ・企業行動基準・企業行動規範などの倫理綱領において明確化し、以下の体制を整備する。
(1)倫理綱領は当社グループの日常業務における行動規範であり、管理本部を主管部門と定め、小冊子を作成の上グループの役員・社員に配布し、定期的に教育・研修を実施する。
(2)倫理規定を制定し、社長が倫理管理責任者、各役員及び事務局をメンバーとする倫理委員会を設置し、全社的な倫理方針の決定あるいは問題となる事項の審議等を行う。また問題の未然防止、早期発見・早期解決のために内部通報制度を設 ける。
(3)内部監査室は管理本部と連係の上、各部門及びグループ企業のコンプライアンスの実施状況を定期的に監査する。
(4)これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)文書管理規定・電子情報管理規定に基づき、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報及び文書(電磁的記録を含む、以下同じ)を保存し、管理する。
これらの情報及び文書は以下の通りとする。
・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・常務会議事録と関連資料
・取締役が主催するその他の重要な会議の経過の記録又は指示事項と関連資料
・取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
・その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書
(2)取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、リスクマネジメント(以下、RM という)規定に基づき、その徹底を図るため、以下のような体制を整備する。
(1)当社の持つリスクを統合的に把握・コントロールするためにRM 方針を定め、常務会メンバーで構成し、社長を委員長とする全社RM システム委員会を組織する。
(2)委員会はRM に関する目標・計画の策定、実施状況・有効性の評価、及びRMシステムの改善・是正、その他全般的事項を審議する。
(3)委員会が決定した目標と計画に基づいて、各本部における各部門はそれぞれが抱えるリスクの洗出しから対策の立案・実施を行い、さらに実施内容の有効性を評価して改善につなげる活動を実践する。
(4)内部監査室はリスク管理体制の有効性について監査し、取締役会、監査役会等へ報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
(2)重要な経営事項については代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員で組織する常務会で多面的に審議する。
(3)取締役会は全社的な方針を定め、代表取締役及び各業務執行取締役・執行役員は中期経営計画・年度予算制度に基づき、全社及び各事業グループの予算・業績管理を実施する。
(4)代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規定に定める機関又は手続きによ り必要な決定を行う。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。
(2)関係会社管理規定に基づき、子会社の経営については企画室を中心に、その自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的に報告を求めるとともに重要事項についての事前協議を行う。
(3)管理本部・内部監査室が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、内部統制システムの整備・運用を指導する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)当面特定の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認め、求めた場合は、使用人を補助にあたらせることとする。
(2)その使用人の監査業務遂行においては、取締役はその独立性について認識するとともに、関係者にも徹底させる。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役が出席する会議や監査役に定例的・臨時的に報告する事項を明確にする。
(2)以下の事項については速やかに監査役に報告するべく周知徹底をはかる。
・当社グループに著しい損害、不利益を及ぼすおそれのある事実
・法令、定款、倫理綱領等に違反する行為を発見した場合またはおそれのある場合の当該事実
・内部通報制度に基づく通報の状況
・ その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役会と代表取締役、監査法人とはそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、また業務執行取締役及び重要な使用人からの定期的な個別ヒアリングの機会を設ける。
（2）また、監査役と子会社の業務執行者、監査役との意見・情報の交換等、連係がはかれることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

日本精化グループ倫理綱領の民事介入暴力、その他の反社会的勢力に関する基本方針に、要求を拒否し、組織的に対応するとともに、事態発生の場合は早い段階で警察と連絡をとり、適切な指導を受けることを基本とする旨規定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、会社情報の開示に関して、情報の真実性、開示の適時性ならびに開示方法の適切性を確保するため「情報開示管理規程」を制定し、以下のとおり運用しております。
(1)会社情報は全て開示事務局に集約され、情報取扱責任者により一元管理されております。
(2)証券取引法及び証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に従い、開示の要否について情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要な場合は遅滞なく開示することとしております。
(3)開示委員会では、開示内容の適切性、開示の適時性ならびに開示方法の適切性等について確認しております。
(4)社長直轄の内部監査室が、適時開示に係る社内体制が適正に運営されていることを適宜チェックしております。
また、当社では「内部取引の規制及び内部情報管理規則」を定めるとともに、「倫理綱領」において具体的な行動基準を示すことで、適時適切な会社情報の開示、インサイダー取引等の発生防止に努めております。

参考資料:内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図

